

「環境配慮型」スタジアムに

概要発表 23年2月完成見込み



Jリーグ昇格を目指す日本フットボールリーグ（JFL）の鈴鹿ポイントゲッターズ（鈴鹿市）の運営会社は二日、同市の県営公園「鈴鹿青少年の森」に建設

を予定しているホーム戦用のスタジアムの概要を発表した。収容人数はJ3基準の五千人で、すり鉢に近い現場の地形を生かして斜面に客席を設けるなど環境配慮型の設計とした。当初の構想から五カ月遅れ、二〇二三年二月の完成を見込

む。

計画区域の五万平方メートルは公園南側に位置し、サーキット道路と呼ばれる県道沿い。市が県から無償で借り、運営会社が自前でスタジアムを整備・管理する。

着工時期は当初、今年六月に予定していたが、九月にずれ込んだ。サブグラウンドの建設計画を追加したため、県条例に基づく現場一帯での環境調査に時間が

かかったという。「森の中のスタジアム」を強調するため、整備で伐採した樹木

は可能な限り区域内に移植する。

サブグラウンドは二四年二月の完成予定。スタジアムの規模は最終的にJ1基準の一万五千人にする考え。運営会社の吉田雅一社長は市役所で会見し、「多くの人に愛されるスタジアムとなるよう今後も市、県と協働していきたい」と話した。

（片山健生）



鈴鹿ポイントゲッターズのホームスタジアムの概要を発表する吉田社長（鈴鹿市役所で）

公文書公開決定通知書

萩森 繁樹 様

鈴鹿市長 末 松 則 子

令和3年9月16日付けで請求のありました公文書の公開については、鈴鹿市情報公開条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

公文書 の内容	公開請求者が請求した内容	三重県への「青少年の森借用申請書」その許可証等に類するもの
	実施機関が特定した公文書の内容	・鈴第299号 サッカー専用スタジアムの設置管理に係る公園施設設置等許可申請書等の提出について（伺い） ・鈴第299-1号 鈴鹿青少年の森公園施設の設置等許可について（伺い）
公開を実施する日時		令和3年9月24日（金）午前9時00分
公開を実施する場所		鈴鹿市役所本館4階 総務課
事務担当		文化スポーツ部 スポーツ課 振興グループ 田之上 電話番号 059-382-9029
備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

注1 公文書の公開を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当まで御連絡ください。

3 本決定に対し第三者から審査請求があったときは、条例第20条第2項の規定により公開が停止されますので、御了承ください。

三重県知事
一見 勝之 様

鈴鹿青少年の森公園のサッカー場建設は違法、
即時許可取り消しの申し入れ

我々青少年の森を愛する会は8千名を超える署名を持って、去る、1月28日付文書で上記公園の自然を破壊するサッカー場建設を、一営利業者株式会社アンリミテッド（以下、「アンリミテッド」と略称する）に許可したことは、非民主的政策で違法であり取り消すことを求めるとともに、「施設使用料減免申請は公益性があるとは言えず、三重県に財政的損失をもたらし、一民間企業への利益供与のうたがいがあある」として、県に行政監査請求を行いました。

同時期、1月27日に宇都宮地裁で「サッカー場を設置した会社への使用料免除に強い公共性があると認められず、使用料免除は違法である」と判決が下されているのであります（関係文書別紙添付）。

上記、宇都宮地裁の判決は公園内にサッカー場を建設し無料で使用することを、「民間の営利業者が公園を無料で使用することは違法であると判決した」ことであり、この判決は、まさしく青少年の森公園を使用料免除でアンリミテッドに使用させることを許可したことは違法であることを示したことと同じことであり、我々の主張が正しいことを裏付けるものであります。

従いまして、貴職がアンリミテッドに青少年の森公園にサッカー場設置を使用料免除で許可したことは違法であり、直ちに取り消すことを強く求めるものであります。

尚、貴職が我々の求めを無視し、公園が損壊した後、違法であることが証明された場合、本件に関わる全ての責任は貴職に帰せられることを申し入れておきます。

本件申し入れに対する返答は来る2月4日までにご連絡願います。

令和4年2月2日

三重県鈴鹿市白子本町20-13
鈴鹿青少年の森を愛する会
代表 佐 倉 邁